

瑞浪市公私連携幼保連携型認定こども園の
管理・運営に係る諸条件
(幼保連携型認定こども園 一色こども園)

令和8年7月

瑞浪市健康福祉部こども家庭課

(仮称) 公私連携幼保連携型認定こども園一色こども園(以下「公私連携一色こども園」という。)の管理・運営条件は以下のとおりとする。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第34条第1項の規定により瑞浪市(以下「本市」という。)から指定を受けた公私連携法人(以下「指定法人」という。)は、関係法令等を遵守し、適正な運営を図るとともに、本市のほか、関係機関の指示・指導内容に加え、次の条件を遵守しなければならない。

1. 指定法人が実施する業務

- (1) 公私連携一色こども園の管理・運営
- (2) 認定こども園法第9条に規定する教育及び保育の目標を達成する業務
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の9に規定する子育て支援事業
- (4) 延長保育事業の実施について(令和6年4月1日こ成保第225号こども家庭庁成育局長通知)に規定する延長保育事業
- (5) その他、本市又は指定法人が提案し、協議のうえ本市が認めた事業

2. 運営等の基本条件

- (1) 公私連携一色こども園の運営等を行う事業者は、私立学校法(昭和24年法律第270号)第3条に規定する学校法人又は社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人とし、認定こども園法第34条第2項の規定により、本市と協定を締結し、同条第1項の規定による公私連携法人の指定を受けること。
- (2) 協定の締結後、認定こども園法第34条第3項の規定により本市を經由し岐阜県知事に届出を行うこと。
- (3) 当初の協定期間は、令和10年4月1日から令和20年3月31日までとする。協定期間満了後については、指定法人により適切な運営が行われたと本市が認める場合は、双方協議の上、協定を新たに締結することができるものとする。
- (4) 指定法人は、認定こども園法、岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年岐阜県条例第63号。以下、「県条例」という。)、瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第30号。以下、「市条例」という。)、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)、岐阜県こども計画(令和7年3月策定)、瑞

浪市子ども計画（令和7年3月策定）その他関係法令（以下、「法令等」という。）及び本市と締結する協定を遵守し、岐阜県及び本市の指導に従うこと。

- (5) 指定法人自らが運営主体となり、公私連携一色子ども園を運営すること。
- (6) 指定法人は、公私連携一色子ども園の管理・運営に係る業務を一括して委託してはならない。
- (7) 公私連携一色子ども園の新たな名称は、公益性と中立性を考慮した名称とし、地域住民や保護者の意見を踏まえた上で、指定法人が提案し、本市と協議の上決定するものとする。
- (8) 指定法人は、支障なく開園するため、本市と十分な協議を行い、必要な人材の確保と運営資金等の必要な準備を整えなければならない。
- (9) 覚書締結後、公私連携一色子ども園の運営について協議するため、保護者、指定法人、本市の三者で構成する三者協議会を設置すること。なお、三者協議会の開催に関する事項は「11. 移行準備に関すること」に定める。

3. 民営化する施設の概要

(1) 施設種別 「公私連携幼保連携型認定子ども園」

認定子ども園法第34条に規定する幼保連携型認定子ども園の運営方法の一つであり、公が整備する施設における民設民営でありつつも、市町村と指定法人が協定を締結し、市町村の関与を明確にすることで、公私連携幼保連携型認定子ども園において提供すべき保育・教育・子育て支援事業の内容について確実に担保するもの。

(2) 開園予定年月日 令和10年4月1日

(3) 施設の概要

園名	幼保連携型認定子ども園 一色子ども園	
所在地	瑞浪市寺河戸町190番地の1	
敷地面積	5,838.12㎡（うち、駐車場部分1,079㎡）	
登記地目	園舎敷地：宅地、駐車場：雑種地	
区域区分	非線引き都市計画区域内	
用途地域	第一種住居地域（容積率200%・建ぺい率60%）	
園舎	建築年	1978年（昭和53年） *平成28年度大規模改修済
	構造	鉄筋コンクリート2階建
	延床面積	1,004.71㎡
所有者	土地・園舎とも瑞浪市	

(4) 定員

幼保連携型認定こども園一色こども園（以下「現施設」という。）の利用定員を参考としながら、指定法人が提案し、本市と協議の上、設定すること。設定にあたっては、在園児の進級が可能となるよう考慮すること。

(※保＝保育部（2号・3号認定）、教＝教育部（1号認定）)

現行の 利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	保	保	保	保	教	保	教	保	教	保	教
	6	12	18	20	6	20	6	20	6	96	18
6	12	18	26		26		26		114		

(単位：人)

【参考】認可定員

認可定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計	
	保	保	保	保	教	保	教	保	教	保	教
	6	15	21	20	6	20	6	20	6	102	18
6	15	21	26		26		26		120		

(単位：人)

【参考】利用実績（各年度3月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児		合計		
	保	保	保	保	教	保	教	保	教	保	教	計
令和3年度	4	14	12	19	9	24	5	20	7	93	21	114
令和4年度	2	15	15	17	9	23	5	24	4	96	18	114
令和5年度	5	10	16	17	7	19	6	21	7	88	20	108
令和6年度	6	9	14	13	12	19	4	18	8	79	24	103
令和7年度	6	8	13	18	6	19	7	18	5	82	18	100

(単位：人)

- (5) 受入れを開始する月齢は、現施設と同様に生後8か月からとする。ただし、指定法人から提案があった場合は、本市と協議の上、受入れを開始する月齢を生後57日から生後8か月の範囲内で設定できるものとする。
- (6) 令和10年3月31日時点における現施設在園児のうち、保護者の希望による転園希望者及び医療的ケア児を除く全員を公私連携一色こども園に引き継ぐものとし、令和10年4月1日以降も継続して公私連携一色こども園で保育・教育を受けられるよう定員設定及び体制構築を行うこと。

- (7) 公私連携一色こども園の開園時間は、午前7時30分から午後7時30分までを基本とし、本市と協議の上、地域の実情に応じて設定すること。
- (8) 公私連携一色こども園の閉園日は、次を基本とする。ただし、本市と協議の上、閉園日を変更又は設定しないことができる。
- ①日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - ②年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）
 - ③その他指定法人が特に必要と認める場合、本市と協議の上、設定した日
- (9) 教育・保育時間等は、次の時間を基本とし、本市と協議の上、設定すること。
- ①1号認定子ども（教育認定）
 - ア 教育標準時間
午前8時30分から午後2時30分まで（給食時間を含む4時間以上）
 - ②2号、3号認定子ども（保育認定）
 - ア 保育標準時間 午前7時30分から午後6時30分まで
 - イ 保育短時間 午前8時30分から午後4時30分まで
 - ウ 延長保育
 - (ア) 保育標準時間 午後6時30分から午後7時30分まで
 - (イ) 保育短時間 午前7時30分から午前8時30分まで
午後4時30分から午後6時30分まで
 - ③留意事項
 - ア いずれの認定においても、教育標準時間は学級を編成して教育・保育を行うこと。
 - イ 延長保育の利用料金については、本市と事前に協議の上、決定すること。

4. 職員配置

(1) 園長

0歳児から5歳児までを対象とした、認可保育所又は認定こども園において3年以上園長又は副園長・主任等の幹部職員としての経験を有し、かつ、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「認定こども園法施行規則」という。）第12条に規定する幼保連携型認定こども園の園長の資格を有するものを専任で1名置くこと。

(2) 保育教諭

県条例第4条を遵守すること。ただし、配置基準に改定があった場合には、その基準も満たすものとする。

- (3) 副園長又は教頭を配置するよう努めること。
- (4) 事務職員を配置するよう努めること。
- (5) 特別支援に係る関係機関との連携や調整を図る、特別支援教育コーディネーターの役割を担う職員を配置すること。ただし兼任でも可能とする。
- (6) 保健師又は看護師を配置するよう努めること。ただし、准看護師しか配置できない場合若しくは保健師又は看護師を配置できない場合は、実際の現場対応について、本市と十分に協議すること。
- (7) 栄養士の配置に努め、園児の栄養の指導及び管理に努めること。
- (8) 調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合は置かないことができる。
- (9) 園医、園歯科医、園薬剤師を置くこと。ただし、嘱託でも可能とする。
- (10) 在園児の環境変化への対応や継続した保育・教育の引継ぎ等を行うため、現施設勤務の会計年度任用職員等が移管後も引き続き就労を希望する場合は、その採用について配慮すること。
- (11) その他の人員（用務員や警備員等）を必要に応じて配置し、その他施設型給付として加算額の対象となる人員の配置については、本市と事前に協議すること。

5. 職員の研修等に関すること

- (1) 業務に従事する職員の資質向上を図るため、教育・保育等に関する必要な研修を行うこと。
- (2) 園長は、本市が主催する園長会等に参加し、情報共有を図ること。
- (3) 園長は、保育教諭等を対象とする研修や職員のキャリアアップにつながる研修等に参加できる体制づくりに努めること。
- (4) 県や市主催の研修会等に参加するよう努めることとし、その他、必要に応じて会議等に参加すること。

6. 公私連携一色こども園の不動産及び物品の取扱い

公私連携一色こども園は、現施設の土地、建物、構造物、遊具その他附帯設備（以下「土地等」という。）及び物品を活用し、運営するものとする。なお、現施設の土地等については、令和10年3月31日まで本市が現施設の運営に使用する。ただし、指定法人が公私連携一色こども園を設置するために土地等を使用する場合は、現施設の運営に支障をきたさない範囲において、本市と指定法人が協議により、本市が一時使用を許可する。

(1) 土地等について

土地等は、認定こども園法第34条第4項並びに瑞浪市財産の交換、譲与、無

償貸付等に関する条例（昭和39年条例第9号）第4条第1項及び第6条第1項並びに第7条の規定を適用し、次のとおり取り扱う予定である。

- ①土地は、本市が所有し、協定期間中、現状有姿で指定法人に無償で貸し付ける旨の契約を別途締結する。なお、協定期間終了日の翌日以降における土地の賃料の取扱いについては、本市と指定法人が協議の上、改めて契約で定めるものとする。
- ②建物、構造物、遊具その他附帯設備（以下「建物等」という。）は、現状有姿で、指定法人に無償譲渡する旨の契約を別途締結する。ただし、無償譲渡にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、瑞浪市議会の議決を要する。なお、建物は未登記のため、令和10年3月31日までに、本市の責任において建物の表題登記及び保存登記を行うものとする。
- ③貸与された土地及び譲渡された建物等は、「1. 指定法人が実施する業務」に掲げる業務の実施以外の目的で使用することはできない。
- ④無償貸付期間中の土地及び無償譲渡後の建物等の維持、修繕、工事等は、指定法人が費用負担し行うものとする。なお、修繕に関する補助金を利用する場合は、指定法人において国、県及び市の補助要項等を確認の上、本市と協議するものとする。

（2）物品について

現施設で使用している物品（別紙備品一覧のとおり）は、指定法人へ無償譲渡する。その他園運営や給食の提供に必要な備品及び消耗品等は、指定法人において用意するものとする。

7. 保育・教育等の運営に関すること

（1）保育・教育に関する全体的な計画について

- ①瑞浪市こども計画（令和7年3月策定）に基づき、本市の公立こども園で実施してきた保育・教育内容を承継することを基本とし、保育・教育に関する全体的な計画を作成し、実施すること。
- ②継続して在園する園児については、在園途中に運営主体や職員が変わることによる影響が最小限となるよう、現施設の教育課程及び指導計画との継続性に十分な配慮を行うこと。
- ③保護者をはじめ、地域の期待に応える魅力ある園運営に努めるとともに、現施設が実践してきた地域との関わりを承継し、地域の理解を得て、更に発展させるよう努めること。

（2）支援の必要な園児の受入れについて

- ①共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもの多様性を尊重するインクルーシブ社会の構築のため、障がい児、その他特別な支援を要する園児を受け入れること。また、特別支援教育コーディネーターが中心となり関係機関と連携を図り、集団の中で生活することを通じて、全体的な発達を促していくことを基本とした保育・教育を実施すること。
 - ②特別な支援を要する園児を受け入れる際には、保護者及び本市と協議のうえ、「個別の教育支援計画や指導計画」を作成し、それに則した保育・教育を実施すること。
 - ③特別な支援を要する園児数や障がいの程度に応じて、保育教諭を加配すること。
- (3) 入園の決定方法について
- ①公私連携一色こども園に入園する子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、同法第19条第1項第1号に該当する者（以下「1号認定子ども」という。）は、指定法人が入園を決定することができる。指定法人が1号認定こどもの入園を決定する場合は、令和9年5月末日までその旨を市へ報告するものとする。指定法人が1号認定こどもの入園を決定しない場合は、同法第19条第1項第2号又は第3号に該当する者（以下「2号・3号認定子ども」という。）同様に、本市で利用調整を行うものとする。
 - ②公私連携一色こども園に入園する子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもであって、2号・3号認定こどもは、本市で利用調整を行う。
- (4) 広域入所児童の保育について
- 広域入所児童の入所に係る承諾は、指定法人と協議の上、本市が行う。
- (5) 行事について
- 保護者の宗教活動の多様性に配慮し、宗教的な行事・行為は行わないこと。ただし、クリスマス会など世間一般に浸透している行事まで制限するものではない。
- (6) 関係機関との連携等
- ①市内の就学前施設・小学校と円滑な連携を図ること。特に、瑞浪市立瑞浪小学校と密に連携し、行事等の実施にも努めること。
 - ②特別な支援を要する園児・保護者への対応については、特別支援教育コーディネーターが中心となり、本市やその他関係機関との連携を図りながら支援を行うこと。
- (7) その他の事項
- ①園の運営にあたっては、国籍、信条、社会的身分、経済的状況、発達の程度、支援の必要性等を理由に不当な取扱いをしないこと。ただし、施設の設備等や

むを得ない理由により園児の入所が困難と思われる場合については、本市と十分に協議したうえで判断するものとする。

- ②安定的・継続的な運営を図るため、常に保育・教育内容の向上に努めること。
- ③施設の適切な管理・運営に努めるとともに、地域住民と良好な関係を保つこと。
また、地域等と連携し、行事等の相互協力に努めること。
- ④本市が行う幼児教育・保育行政・特別支援教育等に関する研修や行事等へ参加すること。
- ⑤保護者をはじめ、地域に開かれた園を目指し、地域貢献及び地域交流の取り組みを行うものとし、利用者を選択される魅力ある園づくりに取り組むこと。

8. 給食について

- (1) 原則として、開園日は毎日、全園児に給食を提供することとし、調理は公私連携一色こども園内で行うこと。
- (2) 必要な栄養量を摂取できる給食を、安全・安心に提供すること。
- (3) 「児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について」「保育所における食事の提供ガイドライン」「保育所等における給食の手引き」「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」等に基づき、園児の発育・発達に応じた食事を提供するとともに、体調や食物アレルギーに対する代替食・除去食の実施など個別の案件にも十分な配慮を行うこと。また、食事をする際に、特別な支援を要する園児については、個々の機能に合わせた食形態の提供について保護者等と十分に協議し実施すること。
- (4) 地産地消の取り組みや安全・安心な食材を確保し、園児や保護者に対し、給食に関する情報の提供を行うこと。
- (5) 園児の年齢や成長に応じた食育計画を策定し、食育の推進を図ること。

9. 健康診断

- (1) 指定法人は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定に準じて、園児の健康診断を実施すること。また、健康診断の検査項目については、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第6条において規定する児童生徒等の健康診断の検査項目に準じて実施すること。
- (2) 職員の健康診断は少なくとも年1回実施し、給食調理に携わる者は、毎月細菌検査を行うこと。

10. 運営経費等

- (1) 施設型給付費

①施設型給付費

子ども・子育て支援法第27条第3項に基づき算出した額を指定法人に支出する。

②加算額

人員の配置及び実施状況等に応じて加算する。

(2) 運営事業費補助金

一時預かり事業や延長保育事業等の特別保育事業の実施に対しては、瑞浪市私立認可保育園等運営補助金交付要綱（平成30年告示第88号）に基づき補助金を交付する。なお、利用者負担額は、指定法人が利用者から徴収する。

(3) その他の費用

保育・教育の質の向上のために必要な経費及び行事費等、保護者が負担する費用の徴収に関しては、あらかじめ保護者に対し市条例第5条に規定する重要事項を記した文書を交付のうえ説明を行い、その同意を得ること。

移行前に実施していなかった保育サービスを提供するなどの理由で、新たに保護者に負担を求める場合（保護者が希望するサービスを提供する場合を除く。）は、三者協議会で協議し同意を得ること。

1.1. 移行準備に関すること

(1) 保護者説明会等

①本市が開催する保護者説明会等への出席の要請があれば、指定法人として責任をもって対応できる者を出席させること。

②保護者や地域等から説明会開催の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

(2) 引継ぎ職員の確保

①指定法人は、保育・教育の内容及び管理運営業務の円滑な引継ぎのため、園長予定者、保育教諭等、移行前に引継ぎを受ける職員（以下この項において「引継ぎ職員」という。）を確保し、現施設の行事や運営、保育・教育に参画するなどし、引継ぎを受けるものとする。詳細な引継ぎ方法については、本市と指定法人で協議する。

②引継ぎ職員は、移行後の公私連携一色こども園に勤務し、職務に従事すること。

③引継ぎ職員を確保する期間は、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの期間のうち、本市と協議して定めることとし、引継ぎ職員の確保に係る経費及び人件費等の経費は、原則、指定法人が負担すること。

(3) 三者協議会

覚書締結後、円滑な引継ぎ及び新しい園に係る問題点等を改善するため保護者、指定法人、本市で構成する三者協議会を設置・開催し、保護者の声を真摯に受け

止め対応し、円滑な運営に努めること。

また、移管後についても定期的に三者協議会を開催し、より良い保育・教育を実施するため、協議の場を設けるとともに、新たに取り組むことや変更が生じるときは必ず協議し、問題が生じた場合は、本市の指導に従い改善すること。

なお、三者協議会は、いずれか一者の申し出により開催することとする。

1 2. 個人情報保護、苦情解決、第三者評価

(1) 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守するとともに、指定法人が定める規程等に基づき適切な管理を行わなければならない。

(2) 守秘義務及び苦情解決

指定法人は、県条例第12条において読み替えられる岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）第19条及び第20条の規定に基づき、必要な措置を講じるものとする。

(3) 第三者評価等

施設の管理運営や提供する保育サービスについて自己評価を実施するとともに、認定こども園法施行規則第25条に規定する第三者評価の受審に努めるものとする。

1 3. 報告・評価等

(1) 保育・教育計画の提出

市条例第34条第2項第1号に規定する計画を作成し、各実施年度の前年度1月末までに市長に提出するものとする。

(2) 実績報告の提出

社会福祉法人にあっては社会福祉法第59条に基づき所轄庁に届け出ることとされている書類のうち、貸借対照表及び収支計算書、事業報告並びにこれらの附属明細書を、学校法人にあっては私立学校法第103条第2項に基づく貸借対照表及び収支計算書、事業報告並びにこれらの附属明細書を毎会計年度終了後3か月以内に市長へ提出するものとする。

(3) 事故及び感染症等の報告

保育・教育等に従事する時間内に園の内外で事故が発生した場合や感染症等が発生した場合は、速やかに本市及び関係機関へ報告すること。

(4) 帳簿等の保管

指定法人は、管理・運營業務にかかる経費内容を明らかにした帳簿を備え、か

つ証拠書類を整備し当該年度経過後5年間は、これを保存すること。

(5) 調査及び指導

協定に基づき、公私連携一色こども園の管理・運営の適正を期するため、市長は、指定法人に対してその管理・運営及び経理の状況について定期又は必要に応じて報告を求め、若しくは調査し、必要な指導を行うものとする。指定法人は、当該指導又は助言に従い、必要な改善を実施すること。

14. その他

(1) 保険

指定法人は、公私連携一色こども園の管理・運營業務を行うに当たり、指定法人の負担において必要な保険に加入するものとする。

(2) 損害等

①公私連携一色こども園の管理・運營業務を行うに当たり、指定法人に生じた損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、指定法人の負担とする。

②公私連携一色こども園の管理・運營業務を行うに当たり、指定法人が第三者に及ぼした損害は、本市の責めに帰する理由による場合を除き、指定法人の負担においてその賠償を行うものとする。

(3) 安全・危機管理体制の整備

指定法人は、法令等に基づき、職員の防災教育や災害発生時の安全かつ迅速な避難誘導體制の確立、各種マニュアルの整備など、災害・事故への対策を行い、総合的な安全・危機管理体制を整備すること。

(4) 市長は、指定法人がこの運営条件に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき、岐阜県の指導監査等での指摘事項を是正しようとしないうとき、又はその他の事情により適正な保育・教育事業の実施が困難と認めるときは、公私連携法人の指定を取り消すことができる。

(5) 指定法人は、公私連携一色こども園の運営について、やむを得ない事情により事業の継続が困難であると判断し、廃止しようとするときは、少なくとも契約解除の1年前には本市と協議を始めること。

(6) 上記(4)、(5)の規定若しくはその他の事情により公私連携一色こども園の運営ができなくなった場合は、土地を指定法人の負担と責任において原状に回復したうえ、本市に返還しなければならない。ただし、本市が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができるものとする。土地が返還される際には、建物等も同様に市へ無償譲渡するものとし、無償譲渡に係る費用(所有権移転登記費用を含む。)については、指定法人が負担するものとする。

(7) この条件に定めのない事項については、本市と指定法人が協議し定める。